

○国土交通省令第四十七号

公営住宅法施行令及び住宅地区改良法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第二百号）の施行に伴い、並びに公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第十六条第四項、第二十七条第六項及び第五十二条の規定に基づき、公営住宅法施行規則及び地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
平成二十九年七月二十六日  
国土交通大臣 石井 啓一

公営住宅法施行規則及び地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令  
（公営住宅法施行規則の一部改正）

第一条 公営住宅法施行規則（昭和二十六年建設省令第十九号）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p><b>（削除）</b> <b>第七条</b> （略） （法第十六条第四項の国土交通省令で定める者）</p> <p><b>第八条</b> 法第十六条第四項の国土交通省令で定める者は、次に掲げるものとする。 一 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五条の二第一項に規定する認知症である者 二 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいう知的障害者 三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第五条に規定する精神障害者（前号に掲げる者を除く。） 四 前三号に掲げる者に準ずる者 （法第十六条第四項の国土交通省令で定める方法）</p> <p><b>第九条</b> 法第十六条第四項の国土交通省令で定める方法は、入居者の雇主、取引先その他の関係人に報告を求めた方法又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求める方法とする。</p> <p><b>第十条</b> （略） <b>第十一条</b> （略）</p>	<p><b>第七条</b> 削除 <b>第八条</b> （略）</p> <p><b>（新設）</b> <b>第九条</b> （略） <b>第十条</b> （略）</p>

<p>（法第二十七条第六項の規定による承認） <b>第十二条</b> （略）</p> <p>一 （略）</p> <p>二 当該承認を受けようとする者に係る当該承認の後における収入が令第九条第一項に規定する金額（法第二十九条第二項の規定により事業主体が条例で公営住宅の明渡しの請求に係る収入の基準を別に定める場合にあつては、当該条例で定める金額）を超える場合</p> <p>三 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（削除）</p> <p><b>第十八条</b> 法第四十七条第一項の規定により地方公共団体又は地方住宅供給公社が公営住宅又は共同施設の管理を行う場合においては、第十条、第十一条及び第十二条第一項中「事業主体」とあるのは、「地方公共団体又は地方住宅供給公社」とする。 （権限の委任）</p> <p><b>第二十四条</b> 法及び法に基づく政令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第一号、第二号及び第六号から第八号までに掲げる権限（第二号に掲げる権限にあつては、公営住宅建替事業により公営住宅又は公営住宅及び共同施設の存していた土地に近接する土地に新たに公営住宅又は公営住宅及び共同施設を建設する場合に係るもの）に限り、第七号及び第八号に掲げる権限にあつては、法第十一条第二項の規定により国土交通大臣が自ら国の補助金の交付の決定を行う又は行つた事業に係るものに限る。）については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。</p> <p>一〇九 （略）</p> <p>十 令第十三条第一項後段の規定による承認をすること。</p>	<p>（法第二十七条第六項の規定による承認） <b>第十一条</b> （略）</p> <p>一 （略）</p> <p>二 当該承認を受けようとする者に係る当該承認の後における収入が令第九条第一項に規定する金額を超える場合</p> <p>三 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（削除）</p> <p><b>第十八条</b> 法第四十七条第一項の規定により地方公共団体又は地方住宅供給公社が公営住宅又は共同施設の管理を行う場合においては、第九条、第十条及び第十一条第一項中「事業主体」とあるのは、「地方公共団体又は地方住宅供給公社」とする。 （権限の委任）</p> <p><b>第二十四条</b> 法及び法に基づく政令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第一号及び第六号から第八号までに掲げる権限（第七号及び第八号に掲げる権限にあつては、法第十一条第二項の規定により国土交通大臣が自ら国の補助金の交付の決定を行う又は行つた事業に係るものに限る。）については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。</p> <p>一〇九 （略）</p> <p>十 令第十二条第一項後段の規定による承認をすること。</p>
---	--

<p>Ch 公的賃貸住宅等の整備に要する一戸当たりの標準的な費用として国土交通大臣が定める額</p>	<p><math>(N_1 + N_2) \times Ch + \Sigma Cn \times 0.5</math></p> <p>この式において、<math>N_1</math>、<math>N_2</math>、<math>Ch</math>及び<math>Cn</math>は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p><math>N_1</math> 地域住宅計画を作成する地方公共団体の区域内に存する公的賃貸住宅等（法第二条第一項に規定する公的賃貸住宅等）をいう。以下この項において同じ。）のうち、計画期間終了の日までに公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号）第十三条第一項の表の上欄各項に定める住宅に応じてそれぞれ下欄各項に定める耐用年限の二分の一を経過している住宅その他の住宅としての機能が相当程度低下している住宅として国土交通大臣が定めるものの戸数</p> <p><math>N_2</math> 地域住宅計画に基づき地方公共団体が新たに整備する住宅（地方公共団体がその整備に要する費用の一部を負担して整備の推進を図る住宅を含む。）の戸数</p>	<p>改正後</p> <p>（交付金の額）</p> <p>第六条 法第七条第二項の交付金は地域住宅計画を作成する地方公共団体に交付するものとし、その額は、次に掲げる式により算出された額を限度とする。</p>	<p>（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行規則の一部改正）</p> <p>第二条 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行規則（平成十七年国土交通省令第八十号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。</p>
<p>Ch 公的賃貸住宅等の整備に要する一戸当たりの標準的な費用として国土交通大臣が定める額</p>	<p><math>(N_1 + N_2) \times Ch + \Sigma Cn \times 0.5</math></p> <p>この式において、<math>N_1</math>、<math>N_2</math>、<math>Ch</math>及び<math>Cn</math>は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p><math>N_1</math> 地域住宅計画を作成する地方公共団体の区域内に存する公的賃貸住宅等（法第二条第一項に規定する公的賃貸住宅等）をいう。以下この項において同じ。）のうち、計画期間終了の日までに公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号）第十三条第一項の表の上欄各項に定める住宅に応じてそれぞれ下欄各項に定める耐用年限の二分の一を経過している住宅その他の住宅としての機能が相当程度低下している住宅として国土交通大臣が定めるものの戸数</p> <p><math>N_2</math> 地域住宅計画に基づき地方公共団体が新たに整備する住宅（地方公共団体がその整備に要する費用の一部を負担して整備の推進を図る住宅を含む。）の戸数</p>	<p>改正前</p> <p>（交付金の額）</p> <p>第六条 法第七条第二項の交付金は地域住宅計画を作成する地方公共団体に交付するものとし、その額は、次に掲げる式により算出された額を限度とする。</p>	

<p>2 (略)</p>	<p>Cn 地域住宅計画に基づき整備される公共施設（法第二条第二項に規定する公共施設をいう。以下この項において同じ。）ごとに、当該公共施設の規模及び単位規模当たりの標準的な整備費を基礎として、国土交通大臣が定める方法により算出した当該公共施設の整備に要する標準的な費用の額</p>
<p>2 (略)</p>	<p>Cn 地域住宅計画に基づき整備される公共施設（法第二条第二項に規定する公共施設をいう。以下この項において同じ。）ごとに、当該公共施設の規模及び単位規模当たりの標準的な整備費を基礎として、国土交通大臣が定める方法により算出した当該公共施設の整備に要する標準的な費用の額</p>

附則

（施行期日）

1 この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に關する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年七月二十六日）から施行する。（経過措置）

2 この省令の施行の日から地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十二号）の施行の日の前日までの間における第一条の規定による改正後の公営住宅法施行規則第八号第一号の規定の適用については、同号中「第五条の二第一項」とあるのは、「第五条の二」とする。

告 示

○厚生労働省告示第二百五十八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）第七十七条の二第一項の規定に基づき、希少疾病用医薬品として次のものを指定したので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十九年七月二十六日 厚生労働大臣 塩崎 恭久

医薬品の名称	予定される効能又は効果	申請者の氏名又は名称及び住所	指定年月日
ダラムマブ（遺伝子組換え）	再発又は難治性の多発性骨髄腫	ヤンセンファーマ株式会社 東京都千代田区西神田三丁目五番二号	平成二十八年十二月五日
avelumab	メルケル細胞癌	メルクセロノ株式会社 東京都目黒区下目黒一丁目八番一号	平成二十八年十二月二十一日
ベバシズマブ（遺伝子組換え）	悪性胸膜中皮腫	中外製薬株式会社 東京都北区浮間五丁目五番一号	平成二十八年十二月二十一日
spiramyacin	妊婦のトキソプラズマ症	サノファイ株式会社 東京都新宿区西新宿三丁目二十番二号	平成二十八年十二月二十一日
カナキヌマブ（遺伝子組換え）	全身型若年性特発性関節炎	ノバルティスファーマ株式会社 東京都港区虎ノ門一丁目二十三番一号	平成二十九年三月一日